

議案第11号

富津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
富津市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年2月19日提出

富津市長 高 橋 恭 市

提案理由

マイナンバーカードを利用したコンビニ交付サービスによる証明書の発行手数料を時限的に減額し、更なるマイナンバーカードの取得促進及びコンビニ交付サービスの利用促進を図る等のため、条例の一部を改正するものである。

## 富津市手数料条例の一部を改正する条例

富津市手数料条例（平成12年富津市条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（多機能端末機により交付する証明書に係る手数料の額の特例）

- 5 令和6年6月1日から令和6年11月30日までの間、別表の20の項、21の3の項及び28の項の規定の適用については、当該各項中「200円」とあるのは、「10円」とする。

別表の28の項中「県民税」の次に「並びに森林環境税」を加える。

### 附 則

この条例は、令和6年6月1日から施行する。ただし、別表の28の項の改正規定は、公布の日から施行する。